

○財務省告示第七十号
件等を次とおり告示する。
平成二十六年二月三日より告示する。
条件二令六号～第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示
政府資金調達事務取扱規則へ平成十一年大蔵省告示
國庫短期財務証券（第四百二十八回）

二 一 条 二 令 二
名 称 及 び 記 条 二 令 二
及 び 記 条 二 令 二
そ 拠 そ 拠 そ 拠

の法發行號名稱及び記
條律及の項及び根柢
及の項及び根柢

三 二 一
用振替法の適 二 一
及の項及び根柢
及の項及び根柢

四 発行方法

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十項、第十項、第に」金号法
る参て札發によ下競争は受けるも昭和二十九年
も加、「と行の者財同一発行に日本銀行の昭和二十七年
にご務時といに付けるも昭和二十二年
よと大にい競争して行とどく。」
るに臣行う。「以下競争て行とどく。
発応がわく。」
行募各れ及札わする。
へ限國るび価一れる。
以度債入価格とる。
下額市札格競い入の規定。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 二 四 万 五	額 万 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 千 四 兆	面 円 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 七 千 千	金 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 九 六	額 額	応 額 市 。 ら み	争 市
九 百 百	で で	募 の 場 そ の	入 場
十 円 九	四 五	額 範 特 の う	札 特
四 十 八	千 兆	を 圏 別 応 ち	発 別
億 八	七 千	割 内 参 応 募	行 参
四 億	七 百	り に 加 頓 募	一 加
千 三	九 百	当 お 者 を 價	と 者
五 千	十 四	て い ご 順 格	い 。
十 三	四 億	る て と 次 の	う 第
四 三	七 千	。 各 の 割 高	。 I
万 一	万	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行
込 期	札 參	所 支	金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行
日 加				札 格	第	參	市 發	競 價
				競 發	I	加	場 行	爭 格
				競 I		加	場 爭	格 日

平
成
二
十
六
年
二
月
三
日
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
き
受け
た
者
財
務
大
臣
行
額
を
と
、
百
支
き
償
六
円
払
は
還
年
に
う
、
期
五
つ
。
そ
が
月
の
銀
七
百
翌
行
日
円
營
休
業
業
日
日
に
に

日
額
償
當
た
平
面
還
た
だ
成
金
金
る
し
二
額
を
と
、
百
支
き
償
六
円
払
は
還
年
に
う
、
期
五
つ
。
そ
が
月
の
銀
七
百
翌
行
日
円
營
休
業
業
日
日
に
に

十
額
募
八
面
価
八
面
錢
金
格
錢
金
七
額
厘
百
厘
百
六
圓
以
圓
毛
に
上
に
つ
の
つ
き
そ
れ
九
九
十
ぞ
れ
九
九
円
の
円
九
応
九

額
十
額
八
面
價
八
面
錢
金
格
錢
金
七
額
厘
百
厘
百
六
圓
以
圓
毛
に
上
に
つ
の
つ
き
そ
き
れ
九
九
ぞ
れ
九
九
円
の
円
九
九

平
す
額
の
振
成
る
の
記
替
。整
載
法
数
又
の
倍
は
規
の
記
定
金
錄
に
額
は
よ
に
、
る
よ
最
振
る
低
替
も
額
口
の
面
座
と
金
簿